2026年10月7日

各位

会 社 名　三協立山株式会社
代表者名　代表取締役社長　社長執行役員　黒畑　靖之
（コード番号 5932　東証プライム市場）
問合せ先　広報・IR部長　杉本　将寿
（TEL 0766-20-2332）

株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2026年10月23日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式115,000株
(3)	処分価額	1株につき636円
(4)	処分総額	73,140,000円
(5)	処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6)	その他	有価証券届出書、有価証券通知書、臨時報告書について、いずれも提出しておりません

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年7月28日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び取締役等に交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については2026年8月27日開催の第81回定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、2026年7月28日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社取締役等の役位及び構成推移等を勘案の上、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026年5月31日現在の発行済株式総数31,554,629株に対し、0.36%（2026年5月31日現在の総議決権個数308,238個に対する割合0.37%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2026年10月23日
信託の期間	2026年10月23日～2030年10月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年10月6日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である636円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以　上